

Title	敗戦直後における『善後措置』の意図とその展開過程： 1945年8月後半期における陸軍の諸構想とその内政への影響
Sub Title	"Zengosochi" by Japanese war office during the second half of August in 1945 : plans to maintain the unity of military and Japanese nation after the unconditional surrender
Author	兒嶋, 俊郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1985
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.78, No.2 (1985. 6) ,p.145(51)- 162(68)
JaLC DOI	10.14991/001.19850601-0051
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19850601-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「敗戦直後における『善後措置』の 意図とその展開過程

—1945年8月後半期における陸軍の諸構想とその内政への影響—

兒 嶋 俊 郎

目 次

- 序 問題の所在
- I 敗戦直後の軍需物資放出政策と治安対策
 - (1) 軍需物資放出の構想
 - (2) 軍需物資放出の抑制・禁止への転換
- II 治安対策の展開過程——陸軍の諸構想の分析を中心として
 - (1) 「軍秩」の動揺
 - (2) 陸軍の諸構想とその限界
 - (3) 警察力強化の陸軍省構想
- III 結びにかえて

序 問題の所在

1945年8月14日、日本政府はポツダム宣言の受諾を連合国に通告し、翌15日には敗北の事実を国内に発表した。ここに日本帝国主義は、植民地および軍事機構を喪失して崩壊するに至った。

無論この時点では、占領地には陸海軍合わせて約350万の兵力が存在し、各地で戦闘行為は継続⁽¹⁾していた。また、直接進攻をまぬがれたため、国内には政府、行政機構、軍事機構が存在し機能し⁽²⁾ていた。しかしながら、日本政府はポツダム宣言の受諾による無条件降伏を決定したのであり、従って14日以降、政府および統帥は、全軍の停戦と降伏、軍の復員（軍事機構解体）を、その施策・任務とし、また実行していったのである。さらに、河辺使節団によって21日、マニラから持ち帰られた諸文書により、連合国軍の日本進駐の日程、進駐地域および海空の武装解除、日本側の兵力配備状況等についての連合国への通知等が指示され、日本側はその実行のため、行政・軍事機構を機能させることになった。日本帝国主義が一挙に瓦解していき、しかも未だ連合国による占領に移行していないこの時期は、戦時と戦後を媒介する重要な時期である。それは日本帝国主義の崩壊状況

注(1) ここでは『昭和財政史—終戦から講和まで—』（以下『財政史』と略す）第1巻の「総説」に拠っている（67頁）。
(2) 半藤一利「日本陸軍の降伏」『季刊 現代史・3』1973年秋季、また『占領史録』第2巻（江藤淳責任編集、講談社）には、この点に関する資料が含まれている。
(3) 文書は、進駐に伴う最高司令官の要求文書（第1～4号）、降伏調印の後公布すべき天皇の布告文、降伏文書、連合国最高司令官陸海軍一般命令第1号、の4点である。

が、次の占領政策展開の前提となったからである。ここで簡単に研究史を検討しておきたい。

松尾尊兌「旧支配体制の解体」⁽⁴⁾は、東久邇内閣(8月17日成立)が「国体はサザエの殻であり、私有財産はその中身である」⁽⁵⁾との国体観念に基づき、「国体の護持」をその使命として登場したこと、それ故、治安対策と軍秩の維持を何よりも重視し、またそれに成功したことを明らかにしている。

しかし分析の主眼が占領期にあるため、この時期の実態にはあまり触れていない。降伏前後から21日頃までの統帥の状況を明らかにしているのは、半藤一利「日本陸軍の降伏」である。ことに15日から21日までの歴史状況の再構成によって、陸軍中央の停戦命令が第一線部隊に到達するまでの過程、中国東北や関内の戦場での状況等を知ることができる。また、粟屋憲太郎編『資料 日本現代史』2「敗戦直後の政治と社会」⁽⁶⁾は貴重な資料集であり、粟屋の解説とともに、この時期の実態を我々に伝えてくれる。この時期について集められた資料は、①治安状況、②軍需物資放出、③軍の復員、に関するもので、時の政府が戦時にも勝る治安対策を展開する中で、放縦な軍需物資の処分がなされつつ、戦意を失った兵士達の復員が急速に進行したことを明らかにしている。

敗戦時における政府債務や国有財産のマクロなレベルでの状況については、『昭和財政史—終戦から講和まで—』⁽⁷⁾の中の9巻『国有財産・造幣・印刷・専売』、11巻『政府債務』、12巻『金融(1)』、14巻『保険・証券』の当該箇所が資料を掲載している。また敗戦に伴う、あるいは占領への移行に伴う制度上の変更等についても、まとまった記述を見出すことができる。政府による治安対策の展開については、前出松尾論文も一部で触れているところであるが、荻野富士夫『特高警察体制史—社会運動抑圧取締の構造と実態』⁽⁸⁾が参照されるべきである。同書は、特高警察の「解体」を扱った章において、敗戦後も取締が強化され、さらに内務省と陸海軍の協議に基づいて、警察力強化が図られようとしたことを明らかにしている。しかし、軍の側で具体的にいかなる対応がなされたかについては述べていない。

以上概観したように、敗戦前後から連合国軍進駐にいたる時期における、政府の施策、軍の動向、国内の社会状況等の分析・説明は極めて不十分であり、東久邇内閣の施策についても、直接的な治安強化の他は、ほとんど触れられることがない。しかし、日本政府は鈴木内閣の末期(8月13日~16日頃)に、敗戦の公表に先立って敗戦後における諸施策を、政府の主導の下に決定していた。以後は、陸軍もその施策方針に沿って行動しなければならなかったのである。

本稿は、鈴木内閣末期の施策の政策目標と、その諸施策が東久邇内閣のもとでどのように展開したかを、政府と陸軍の動向を中心に検討する。その際、陸軍が基本的には政府の方針に規定されつ

注(4) 『岩波講座 日本歴史』第22巻所収、岩波書店、1977年。

(5) 同上論文、84頁。

(6) 大月書店、1980年。

(7) 大蔵省財政史室編、東洋経済新報社。引用の各巻の発行年は次の通り。第1巻(前掲)・1980年、第9巻・1976年、第11巻・1983年、第12巻・1976年、第14巻。

(8) せきた書房、1984年。

敗戦前後における『善後措置』の意図とその展開過程

つも、政府の施策を実行する過程では、解体される軍事機構の実質的な残置を図ろうとしたことを明らかにする。以上を通じて、日本政府および陸軍が、国内の統合を長期にわたって維持する展望を持ち得なかったことが明らかにされるであろう。

I 敗戦直後の軍需物資放出政策と治安対策

(1) 軍需物資放出の構想

1945年8月15日の敗戦に先立って、日本政府は敗戦後への対策を講じ始めた。8月14日のポツダム宣言受諾通告が、同宣言は国体の変更を意味しないとの日本側における解釈のもとでなされよう⁽⁹⁾としたことが示すように、日本政府の最大の懸案は天皇制の維持と、その前提としての国内統合の成否であった。逆に言えば、ポツダム宣言の受諾は、それによって連合国軍の本土進攻、直接的な権力掌握を回避することを目論んだとも考えられよう。従って敗戦に先立って立てられた様々な施策も、その狙いは国内統合をいかに維持するかであった。

8月14日に閣議決定された「軍需用保有物資資材ノ緊急処分ノ件」⁽¹⁰⁾もまた、国内統合の実現を目的とした政策であった。決定は「陸海軍ハ速カニ国民生活安定ノ為ニ寄与シ民心ヲ把握シ、以テ積極的ニ軍民離間ノ間隙ヲ防止スル為メ軍保有資材及物資等ニ付隠密裡ニ緊急処分方措置ス」⁽¹¹⁾と述べて、国民の経済生活を安定させるため、また軍と国民の対立を未然に防止するため、軍需物資の処分を実施するよう指示した。この時点では占領への日程等は、日本政府には一切不明であったが、「隠密裡ニ緊急処分」するとしたのが、連合国軍の占領を考慮しての指示であることは勿論である。

連合国軍が国内に進駐する以前に、軍需物資を処分してしまおうという構想は、元来軍側から出たことだとされている⁽¹²⁾。それはまず利敵行為を防止することを意図したものであった。「軍需品及

注(9) 荒井信一「教科書検定と無条件降伏論争」(『歴史学研究』No. 531)を参照のこと。

(10) 前掲栗屋編著、107頁。閣議決定中の「例示」の部分を示す。

8月14日、閣議決定『例示』の内容

- | |
|---|
| (一) 「軍管理工場及監督工場管理ヲ直チニ解除ス 此ノ場合製品、半製品及原材料ノ保管ハ差当リ生産者ニ一任ス」 |
| (二) 「軍ノ保有スル兵器以外ノ衣糧品及其ノ材料、医薬品及其ノ材料、木材、通信施設及材料、自動車(部品ヲ含ム)、船舶及燃料等ヲ関係庁又ハ公共団体ニ引渡ス」 |
| (三) 「軍作業庁ノ民需生産設備タリ得ルモノハ、之ヲ適宜運輸省関係ノ工機工場其ノ他民間工場ニ転換ス」 |
| (四) 「食糧(砂糖ヲ含ム)ヲ原材料トスル燃料生産ヲ即時停止ス」 |
| (五) 「軍需生産ハ之ヲ直チニ停止シ工場所有ノ原材料ヲ以テ民需物資ノ生産ニ当ラシム」 |

(『資料、日本現代史』2巻、栗屋編、1980年、107頁)

(11) 同上資料、107頁。

(12) この点について鈴木内閣において内閣総計画局長官の任にあった、陸軍中將池田純久は次のように述べている。
「どうせアメリカに渡す位なら日本国民に渡したがい。……貯蔵糧食等を国民に分配することは軍の死際のせめでの罪亡ぼしである、と考えるのは当然である。尤も無償で渡す訳には行かぬので、有償でしかも府県や或は確実な会社、団体を対象としようと思った。私は右の案を閣議に提出した。各関係もこれに同意し、成るべく早く出した

(13)

軍需工業ノ緊急措置ニ関スル件達(案) (陸軍大臣) (以下「件達(案)と略す) がその第1項において、

表1 「件達(案)一第2項」

(1)	「飛行機、 ^{自動車} ^{其ノ他} ^ノ ^機 ^ノ ^破 ^壊 ^ス ^一 ^但 ^シ ^民 ^間 ^輸 ^送 ^用 ^等 ^ニ ^充 ^用 ^シ ^得 ^ル ^モ ^ノ ^飛 ^行 ^機 ^ハ ^之 ^ヲ ^民 ^間 ^ニ ^払 ^下 ^ク 」
(2)	「 <u>被服、糧秣、衛生、需品等ハ民間ニ払下ク</u> 」 (陸軍病院ハソノママ)
(3)	「特殊資材ノ処理ニ就テハ機密保持上遺憾ナキヲ期スルモノトス」
(4)	「 ^{努メテ} 燃料油脂類ハ民間ニ払下ケ ^ク 敵手ニ陥ル虞アルモノハ之ヲ焼尽ス」
(5)	「 <u>原材料関ニ就テモ右ニ準シ処置ス</u> 」

表2 「件達(案)一第3項」

(1)	「軍需産業ハ直チニ之ヲ停止シ努メテ一般平和産業ニ転換セシムルモノトシ左ニ準拠スヘシ」 「兵器工業ハ努メテ自動車其他車輛、農機具、生活必需品等ノ製造工場ニ転換セシメ、重要兵器生産施設ニシテ転換ノ目途ナキモノハ之ヲ破壊ス下請工場ノ処理ニ就テモ右ニ準ス」
(2)	「前項措置ニ伴ヒ官有施設原材料等ハ努メテ虞範囲ニ民間ニ分散 ^ク 払下ケテ将来ニ於ケル国力造成ノ潜勢カヲ温存スルニ努ム」
(3)	「 [□] 臨時構築物等ハ [□] 民間ニ払下 ^ク 民間借上施設及之ニ準スルモノハ速ニ之ヲ返却ス」
(4)	「食糧(砂糖ヲ含ム)ヲ原料トスル燃料生産ヲ即時停止ス」

「軍需品及軍需工業ハ敵手ニ委スルニ先ンシ軍自ラ隱密裡ニ緊急処分ス」と述べていることから、それは明らかであろう。

さらに、「件達(案)」は第2から第8項のなかで敗戦に対応して陸軍がとるべき措置を具体的に列挙している。まず第2項は、その冒頭において、「軍需品、官有品ニシテ一般国民ノ使用ニ供シ

がよいという督促もあった。そこで私の官庁から各軍や府県に通牒した」(『陸軍葬儀委員長』日本出版協同株式会社、1953年、140頁)。

ここからは、軍需物資放出の決定が利敵行為防止の観点から発想され、民間への寄与ということが副次的に考慮されてなされたこと、およびこの決定が陸軍側からなされたことがわかる。なお、放出の結果が国民生活に寄与したとはなし得ないことは池田も認めている(同上書)。

注(13) 本資料は『大東亜戦争陸軍衛生史編纂資料』(慶應義塾大学所蔵)中の『善後措置ニ関スル綴』、第3巻『其一、要保存』に含まれる。本稿では本綴を、それに与えられた資料記号2A-3によって示す。なお、右『編纂資料』所収の資料には、すべて記号が付されており、そこからの資料名と記号によって示す。ただし、一度資料名を記載したもののについては記号のみを記す。従って本資料は、2A-3・No.9と記す。

2A-3・No.9 本資料には8月としか日付の記載がない。しかし、「停戦命令下達後発令」「明日飛行機一各軍管区へ」といった書き込みがなされており、停戦命令の発令が16日であることから、16日以前の文書であることがわかる。

表3 「件連(案)一第4項」

(1)	「軍需品並ニ原材料ノ払下ケハ……有償トスルモ従業員等ニ交付スルモノハ無償ニテモ可ナリ」
(2)	「軍需生産施設ノ払下ケハ無償トス」 原則トシテ有償ス
(3)	「債権、債務関係アルモノハ努メテ之ヲ整理ス」 Ⓞ以下公債支払ニモ可

表4 「件連(案)一第5～第8項」

5項	「軍作業廳等ノ従業員ハ必要最小限ノモノヲ残置シ差当リ一ヶ年間程度ノ退職□トシテ本俸増俸(乙)ヲ一ヶ年分支給ス(九月以降)給養額ヲ支給シ之ヲ解雇スヘシ」
6項	「重要産業設備 ^{特定} 官田交易官田等所有品ニ就テモ要スレハ前諸項ニ準シ之ヲ指導スルモノナリ」
7項	「部隊並ニ補給廠等保有軍需品及軍需工業等ニ関スル機密書類ハ特ニ必要ナルモノノ外 ^{スルモ現物ト照合シ後ニ□□□□□□□□様□□} 尽ク之ヲ焼却シ ^{禍痕ヲ残ササル如ク速ニ} 処理スヘシ 関係民間団体等ニ対シテモ之ニ準シ指導スルコト」
注1 (8項)	「本件實施ニ關スル細部措置ハ各軍需動員部隊長各軍管区司令官、船舶司令官、内地鉄道司令官ニ於テ之ヲ処理スヘシ」
8項	「払下ハ努メ地方廳 ^{特定} 個人ニイカヌ様、公共的……」

(注1. 第8項は2つ有り、一方には表記の如くカッコが付されている。
第1～第4表は全て2A-No.9による)

得ルモノハ成ルヘク速ニ之ヲ民間ニ払下クルモノトシ」と述べ、軍需物資を民間へ放出するという方針を明確化した後、その詳細を表2の如く列挙している。続けて第3項以下では軍需工業の処理、経理上の処置方法等が示されている(表3～5参照)。ここで原文の内容に修正を加え、重要な方針変更を行なったことは注目に価する。まず、重要な修正の第一点は、兵器・燃料および民生生産への転換が困難な軍需工業に対する破壊規定が削除されたことである(表2(1)(4)・表3(1))。これは連合国側が軍需品の保全を命じた文書の日本側到着(8月21日)⁽¹⁴⁾以前のことであり、陸軍の、もしくは政府内部の諸動向を取り入れての判断と考えられる。修正の第2点は、陸軍が当初、国力保全の観点(表3(2))と、生産の民生転換(表3(1))の観点と、2つの点から、軍需工業の処分を考慮していたにもかかわらず、前者が排除されていったことである。そして第3点は、施設払下げが無償から有償に変更されたことである(表4(2))。陸軍の方針は、元来は、利敵行為防止の観点から、兵器および軍需産業の一部を破壊しつつも、国力保全・民生安定のために残余の資材・施設については積

注(14) 連合国は河辺に託した「陸海軍一般命令第1号」において、武器と装備のすべてを「現在ノ儘完全且良好ナル状態ニ放テ譲渡スルコトヲ命ス」としている。すでに述べた通り、この文書の日本到達は8月21日である。(引用は『占領史録』第1巻、189頁による)

表5 「戦争状態終結に伴フ国民生活安定ニ関スル緊急措置ノ件」の諸指示一覧

陸・海軍省	(1)「 <u>軍管理</u> 及 <u>監督工場</u> ノ管理ヲ直チニ解除ス 此ノ場合製品、半製品及原材料ノ保管ハ差当リ生産者ニ一任ス」(傍点筆者) (2)「 <u>軍ノ保管スル兵器</u> 以外衣糧品及其ノ材料、 <u>医療品</u> 及其ノ材料、 <u>木材</u> 、 <u>通信施設</u> 及材料、 <u>自動車</u> (部品ヲ含ム) <u>船舶</u> 及資料等ヲ可及的 <u>関係団体</u> 又ハ <u>地方官庁</u> ニ引渡ス」(傍点筆者) (3)「 <u>軍作業序</u> ノ……ハ之ヲ適宜運輸省関係ノ工機工場其他民間ニ転換ス」 (4)「 <u>食糧</u> ……ヲ原材料トスル燃料生産ノ即時停止」 (5)「 <u>義勇戦闘隊</u> ノ結成ヲ解除ス」
運輸省・通信院	(1)「一切ノ輸送機関ハ直チニ一切ノ純軍需品輸送工場疎開輸送ヲ停止シ、食糧及民需物資ヲ専送ス」 (2)「 <u>交通機関</u> ノ……復旧……」 (3)「 <u>車輛</u> ノ製造及修理施……原材料ヲ軍需生産面ヨリ直チニ転用ス」 (4)「 <u>軍保管</u> ノ通信施設及資材ノ転用ヲ受け通信施設ノ急速回復ヲ図ル」
軍需省	(1)軍需生産ハ之ヲ直チニ停止シ工場所有ノ素材ヲ以テ民需物資生産ヲ差当リ自由ニ行ハシム(傍点筆者) 特ニ左ノ民需生産ヲ重視シ 1. 農具生産 2. 住宅建築材料 3. セメント及肥料 4. 鉄、石炭等素材生産 5. 塩 6. 生活必需物資(医薬品ヲ含ム)」
農商省	(1)「 <u>食糧</u> ノ生産及供出ニ付万全ノ方策ヲ講ズ」 (2)「 <u>国民</u> ノ越冬対策ノ為メ……」 (3)「 <u>薪炭類</u> 生産及配給確保ニ万全ヲ期ス」 (4)「 <u>未開墾地</u> ヲ計画的ニ開墾スル為メ一定ノ土地ノ使用権ヲ附与シ、 <u>国民生活</u> 再建ノ基盤ヲ急速ニ確立ス」 (5)「 <u>漁業</u> ヲ可及的復旧ス」
厚生省	(1)「 <u>応徴者</u> 指定□時要員及女子挺身隊ハ各般ノ情勢ヲ勘案シ可及的速ニ解除ス」 (2)「 <u>国民</u> ノ住宅建築ヲ促進シ帰農対策ト計画的ニ調整ス」 (3)「…… <u>医師</u> ノ配分及軍ノ保有スル <u>医療品</u> 及原材料ノ転換ヲ受ク」 (4) (略) (5)「 <u>乳幼児</u> 妊産婦ノ保護並孤児対策ヲ速ニ確立ス」 (6)「 <u>軍人</u> 軍属ノ遺家族及戦災者ノ援護ヲ刷新強化ス」
内務省	(1)「 <u>治安</u> 維持ニ関シ警察力強化方策ヲ確立ス」 (2)「 <u>防空</u> 工軍及防空事務ハ之ヲ停止ス」
文部省	(1)「…… <u>学徒</u> 動員ヲ……解除ス」 (2)「 <u>学徒隊</u> ノ編成ヲ解除ス」
大蔵省	(1)「 <u>支払</u> 制限(「モラトリウム」)ハ之ヲ行ハス」
司法省	(1)「 <u>軍</u> ト協力シ秩序維持ニ付キ万全ノ措置ヲ講ス」

資料：前掲2A-3, No.8

- 注(1) 「生産」の次の「責任」という語句が消されている。
 (2) 「船舶」は元の文に書き加えられたもの。
 (3) 「関係」は「民間」という語句を消し、その替りに加えられたもの。
 (4) 「工場疎開輸送」は元の文に書き加えられたもの。
 (5) 第(2)項は、本来「国民義勇隊ヲ取止ム」とあったが、それを削除し、表記のものに改められた。
 (6) ここには、「解除シ差当リ学校授業ヲ開始ス」とあったが、表記のように削除された。
 (7) 表記の冒頭に、付加された語句があるが、さらにそれを筆で消してある(読解不能)。
 (8) 「之ヲ」は、「差当り」とあったのを訂正したもの。

敗戦前後における『善後措置』の意図とその展開過程

極的に民間に撒布・移行させるといったものであった。しかし、加えられた修正の結果、利敵行為防止の観点の後退し、また国力の保全といった観点の排除により、当面の民生安定が主要な目的となったのである⁽¹⁵⁾。

このような方針の変更は、日本政府の施策方針に基づいて行なわれたと考えられる。「戦争状態終結＝伴フ国民生活安定＝関スル緊急措置ノ件」⁽¹⁶⁾（以下「緊急の件」と略す）は陸海軍省をはじめとする10省1院に対して、敗戦という事態に対応するために、とるべき措置を指示したものである。この通達は、冒頭の「方針」においてまず「民力」の復旧に努めることを掲げた後に、「機宜ノ手段＝依リ有効且ツ穩密裡＝左ノ処置ヲ構ズ」として諸種の指示を行なっている。表5に列挙したそれらの指示を、内容に即してまとめれば、①軍需生産の停止と軍需物資の放出（陸海軍省、軍需省）、②民需生産の拡大と通信・運輸等の業務転換（運輸省、通信院、軍需省）、③当面の国民生活確保の為の諸施策（農商省、厚生省）、④治安対策（内務省、司法省）の4点となろう。日本政府は、軍需生産の民需転換によって経済を立て直し、国民生活の安定を図ろうとしている。これは直接的な治安対策とともに、国内統合を維持するための重要な政策的支柱であった。先に「件達(案)」でみた軍需物資放出案の修正も、この政府方針に沿うものであり、軍需物資放出を指示した8月1日の閣議決定も、この方針を実現するための措置であったと考えられる。

さらに、この「緊急ノ件」は8月16日には実行段階に入っていたことが陸軍の資料によって確認できる。すなわち「緊急ノ件」は、「……既ニ逐次措置セラレツツアルモ……」⁽¹⁷⁾とされていたのであった。

（2）軍需物資放出の抑制・禁止への転換

8月17日、鈴木内閣に替って東久邇内閣が成立する。新内閣は鈴木内閣が策定した先の政策を継承するが、同時にその実現はきわめて困難であることが判明する。軍需物資の放出は、政府の意図に沿った形では展開せず、かえって混乱を引き起こしたのである⁽¹⁸⁾。その結果、陸軍は軍需物資の放出状況を点検するとともに、その抑制に向けて動き始める⁽¹⁹⁾。

8月17日に陸軍省内に設置された「善後措置委員会」⁽²⁰⁾は、同日「8月17日 主要議事①」⁽²¹⁾を出し、

注 (15) ここで表2・(3)が「特殊資材」の処分に触れていることに注目しておきたい。その具体的内容は、本資料では触れられていないが、後に述べるように、それは化学戦関係のものだったと考えられる（(2)参照）。

(16) 2A-3・No.8 本資料の日付けは、当初「8.13」と印刷されていたものを「8.16 次官会議決定」と修正している。

(17) 「戦争状態終結＝伴フ国民生活安定＝関スル緊急措置ノ件」（軍務課）2A-3・No.7。

(18) 本稿が取り上げた、軍需物資放出問題と治安対策については、鈴木・東久邇両内閣は政策の上で連続性を持っている。しかし東久邇内閣は連合国による占領を受け入れるための措置をとることを通じて、急速に連合国に対する従属の度を深めていく。この点は鈴木内閣とは全く異なる点である。

(19) この点について、放出が現実にとどのような事態に結果したかは、前掲栗屋編著所収の資料参照のこと。また前掲『季刊現代史 3』にも若干の資料が収められている。

その第1項「戦争状態終結ニ伴フ国民生活安定ニ関スル緊急措置(昭和20・8・16次官会議決定)中軍トシテノ処理状況説明」において、軍需物資の放出状況、放出方法について幾つかの指示を行なった。第1の指示は、「飛行機、武器、弾等」の「散逸、隠匿、破壊ヲ禁スルコト」である。第2に軍需品と軍需工業の処理について、「払下、保管、転換等ハ成ルヘク地方官庁政府機関ニ対シテ行フコト」とした。第3に、軍作業庁の処理方法について、閣議決定が「……民生生産設備タリウルモノハ、之ヲ運輸省関係ノ工機工場其ノ他民間工場ニ転換ス」(注(20)参照)と規定した点を、「生産施設其儘ヲ民生生産ニ転換スルコトヲ避ク」と変更するように求めている。第1の指示からは、軍の統帥が混乱、軍規が弛緩していたことがわかる。第2、第3の指示からは、閣議決定(14日)後数日を経たに過ぎない段階で、陸軍上層が方針を変更する必要を意識していたことが了解されよう。⁽²²⁾

このような判断に基づいて、資材の払下げを一時中止するように、陸軍は通達をおろしている。

注(20) 陸軍省善後措置委員会は、8月17日、「極秘 善後措置委員会設置ニ関スル件」(2A-3・No.10)によって設置された。委員会の任務は、「軍ノ善後措置中政府ノ施策ト関連アル事項(外交ヲ除ク)ヲ統制審議スル為」とされた。従って同委員会の設置後は、「善後措置ニシテ政府ノ施策ト関連アル事項ハ必ず同委員会ニ上提又ハ協議ス」ることとなった。同委員会は、陸軍省内部では軍務局長(吉積陸軍中將)の下におかれ、委員長には敗戦時に内閣総合計画局長官の任にあった池田純久陸軍中將があつた。他の構成員については付表に示した通りである。(ちなみに林三郎は4月23日から8月24日まで陸軍大臣秘書官であつた)その任務、陸軍省各課を網羅したその人容から言って、善後措置委員会が敗戦処理のために、陸軍省の統一意志形成を目的として設置されたことは確実であろう。

すでに注(18)で一度引用した池田の回想から、本委員会に関する部分を引くことにする。

「……東久邇内閣がこれに替つた。私も首になって陸軍省に帰って行った。……その頃、陸軍の解体の後始末を担当する陸軍善後処理委員会が設置された。……陸軍省参謀本部の課長級を委員としたものであるが委員長がなかった。……陸軍次官の依頼で、私はこれを引き受けた。その名の示す通り陸軍の葬儀委員のようなものでいやな役を引受けたものである。」(前掲『陸軍葬儀委員長』144頁)

ここで池田は、善後措置委員会が、参謀本部を含めて構成されているかの如く述べているが、構成員中には参謀本部員を確認できない。

また、池田・吉積両名が、とも敗戦を決定するための御前会議に出席していることから、この委員会設置は、陸軍として敗戦処理にあつて、政府方針に従つて行動することを制度上に確認したものとも考えられる。

(21) 善後措置委員会は議事録を残している。その書式・用紙等は様々であり、議事録に順序を示す番号が記入されるのも第4号以降である。ただし第1〜3号については、8月19日付「既配布書類ニ頭書ノ番号ヲ付セラレタシ」との「通知」(2A-3・No.88)によって順序が確認できる。本文では見やすさのため表記のような方法で表わし、注において正式の名称と記号を記載する。

「善後措置委員会主要議事 8月17日 委員会」2A-3・No.15.

(22) 善後措置委員会の性格上、委員会で問題となつたことが直ちに政策の変化を結果したとは考え難い。ただ、この時点ですでに問題化している点を指摘しておきたいのである。

善後措置委員会の構成⁽¹⁾

委員長	
	池田純久(中將)
	軍務課長 ⁽²⁾
	陸軍大佐 林 三郎
	補任課課員 1(名)
	恩償課 " 1(")
	軍事課 " 1(")
	軍務課 " 3(")
	戦備課 " 2(")
	兵務課 " 1(")
	兵備課 " 2(")
	主計課 " 1(")
	衣糧課 " 1(")
	建築課 " 1(")
	衛生課 " 1(")
	医事課 " 1(")
	法務局局長 1(")

注(1) 本表の表記は原資料にほぼ忠実にこなしている。形式がやや不備なのはそのためである。

(2) 当時吉本重章がその任にあつた。『日本陸海軍の制度・組織・人事』(東大出版会、1971)による。

敗戦前後における『善後措置』の意図とその展開過程

表 6 軍 需 品 ・ 官 有 品

種 別	扱 い
(1) 飛行機, 武器, 弾薬, 器材	保管, 実情調査
(2) 民間に転用可能な飛行機・車輛等	大部分民間払下げ
(3) 鉄道関係資材	運輸省に優先的に保管転換
(4) a. 借上(徴備)船舶 b. 機帆船, 漁船, 戎克, 海運器材等	船主に返還 原船主もしくは当該地区統制会社に返還
(5) 通信機材	必要なものを除き, 逡信院, 朝鮮総督府逡信局に保管転換
(6) 被服, 糧秣(主・副食を除く)需品, 衛生材料, 獣医資材	所要量以外は民間払下げ
(7) 燃料・油脂	民間払下げ ⁽¹⁾
(8) 原材料関係	同上
(9) 特殊資材→化学戦資材	民間払下げ ⁽²⁾

注: (1)「濫用=陥ラサル如ク指導スルモノトス」とされている。

(2)「ロ, 機密保有=関シテハ特ニ注意スルモノトス」とされている。

表 7 軍 需 産 業 の 転 換

現 業 種	転 換
(1) 兵器工業 ⁽¹⁾	車両, 農機器, 漁具, 生活用品
(2) 官有施設, 原材料	広範囲の民間に払下げ
(3) 食糧による燃料生産	停止
(4) 指定(陸軍大臣)会社, 軍 ⁽²⁾ 管理・監督工場	指定等すべて廃止

注: (1)下請工場についても, 同様の措置をとるように指示がある。

(2)この項目は後に手書で書き加えられたもの。

[出典はともに, 2 A-3・No. 25]

「別紙 軍事機密 軍需品等ノ緊急処置=関スル件達」(以下「件達」と略す)⁽²³⁾が、「……但シ払下, 保管転換ハ準備ノミニ止ムルモノトシ之カ実施ハ別命ス」としたのがそれである。「件達」は同時に、「軍管区司令官ハ所有ニ応シ管区内軍需動員部隊ノ長ヲ指揮スヘシ」と述べて, 統制強化のために必要な指揮系統への指示も行なっている。

「件達」が個々の具体例についてその扱いを指示したものをまとめたのが, 表 6・7 である。ここからは先の「緊急ノ件」, 修正後の「件達(案)」に比べてそれほど大きな変化は見出せない。あえて言うならば, 挙げられている項目がより具体的となったこと, 兵器に関して「実情調査」(表 6・(1)) が指示されたこと, 特殊資材が明確に化学戦資材とされていること, 民間払下げが濫用に陥らぬようにと指示されたこと(表 6・注(2)) 等である。しかし全体の方向が, 民間への払下げにあることは変わらず, 民生安定を媒介にして国内の統合を維持しようという方針は変わっていない。しか

注 (23) 2 A-3・No. 25 本資料には日付が付されていない。しかし文書末尾に、「本命令ハ敵ノ上陸前確實ニ焼却シ之ヲ敵手ニ委セルコト=関シテハ万全ヲ期スルモノトス」との書込みがある。連合国軍の本土進駐は当初 8 月 26 日を予定し, 天候不順によって 28 日に遅延された。いずれにせよ, 軍需物資放出を決めた 8 月 14 日の閣議決定を廃止した, 28 日の閣議決定以前である。よって本資料も 28 日の閣議決定以前のもものと推定される。

し現状はその意図の実現にマイナスに作用しており、ために全体の動向を抑える方針が出されたのである。

軍需物資の放出が抑えられるのと同時に、経済復興策および、そのための機構整備が要求されていく。これは今まで述べたところから明らかな通り、民生安定→国内統合という政府の路線を実現するためのものであり、この路線への陸軍の対応を示すものであった。機構整備の要求は、解体を目前に控えた陸軍が、その人員等を別機構に移転しようとした試みの一つであり、実質的に軍の残置・保全を図ったものである。

まず8月18日付「主要議事⁽²⁴⁾②」は、「一政府業務進捗状況」で「復興ニ関スル機関ヲ作ラザレバ進捗ハ遅々タリ」と述べるとともに、「2. 軍ヨリ政府ヘノ要望事項ニ関スル状況」中で、(1)陸軍の「建設力」を運輸省に、(2)体育機関を厚生省に、(3)陸地測量部を内務省に、(4)印刷機関を内閣印刷局に移管することを求めている。以上の要求は同日中に政府に伝達・協議され、その結果「政府ハ尙未タ軍ヨリノ移管業務其他ノ受入態勢十分ナラサルニ付之カ為復興省設置等ノ意見ヲ具申スル等更ニ推進ノ要アリ⁽²⁶⁾」との判断を示している。翌日には、「復興省(仮称)設置ニ関スル政府ヘノ要望ニ関スル件(軍務課)⁽²⁷⁾」が、善後措置委員会において議論されている⁽²⁸⁾。そこでは復興省設置の意義と目的が、「新日本建設ノ基礎」を築くため、「強力ナル統制」を実現することとした上で、具体的業務として「戦災復興(土木□)」を挙げている。尚経済復興全般の計画は、総合計画局を強化して担当させるものとしていた。同日付「主要議事⁽²⁹⁾⑦」は以上の点をより明確なものとし、「(1)復興ニ関スル大方針ヲ樹立シ各省ノ歩調ヲ一ニシテ復興ニ邁進スル為強力ナル綜合統制機関ヲ設ク」、(2)復興ニ関スル土木事業ノ強力ナル実施ニ任セシムル為速カニ機関(一案戦災復興省)ヲ設置ス」と定式化した。20日にはこの点が改めて善後措置委員会内部で確認されている⁽³⁰⁾。

この他、20日には「軍用地農耕利用ノ件⁽³¹⁾」が出され、食糧増産と復員によって生じる失業軍人対策を目的として、軍用地を農商務省に移管し、同省の監察下で国営の「農地開発営団等」に、農業経営をさせるという案が示されている。さらに23日には「職業輔導会」(後述)への軍用地の移管や、「鉱山、電気ノ技術者ヲ早ク復員サセルコト」が、善後措置委員会で検討されていた。

善後措置委員会における論議を追うことによって、(1)復興省構想が、陸軍の人員・機構の他官庁移転との関連において提起されたこと、(2)復興省は復興に関する実務機関として構想され、別によ

注(24) 「善後措置委員会主要議題」2A-3・No. 22.

(25) 以上の諸点は18日の次官会議で出された意見であるとの書き込みがある(同上資料)。

(26) 「委員会第5号 8月18日善後措置委員会主要議事」2A-3・No. 44.

(27) 運輸省への移管について政府の同意を取り付けたことが記されている(同上資料)。

(28) 「委員会第6号 8月19日善後措置委員会主要議題」2A-3・No. 91.

(29) 「委員会第7号 8月19日善後措置委員会主要議事」2A-3・No. 48.

(30) 「委員会第9号 8月20日善後措置委員会主要議事」2A-3・No. 38①②

(31) 2A-1・No. 86.

敗戦前後における『善後措置』の意図とその展開過程

り上級の統制機関設置が考慮されていたこと、(3)復興事業の具体的内容が、せいぜい土木事業が挙げられている程度で極めて貧弱であったこと等が了解されよう。

この後、8月24日に「戦後復興委員会設置＝関スル件案」⁽³²⁾が、28日には「戦災復興省創設＝関スル件(試案)」⁽³³⁾が出される。後者においては同省の「所掌スル」事業として、都市計画、土地問題処理、土木事業の企画・実施・統制、建築行政(規格住宅含む)が挙げられており、構想されていた復興事業の一端を知ることができる。しかし陸軍の構想は実現しなかった。陸軍は軍用地の農耕地転用等程度のことしか、具体的な経済復興策としては提起できなかった。他方、政府も28日の閣議決定により、14日の決定を廃止するが、一度始まった軍需物資の纂奪は止めようもなかった。⁽³⁴⁾経済生活の安定による国内統合という構想は現実の前に崩れていき、陸軍の復興機関構想も実体を伴わずにいま消滅したのである。

II 治安対策の展開過程——陸軍の対応を中心として

(1) 「軍秩」⁽³⁵⁾の動揺

軍需物資の放出を決定した14日の閣議決定が触れていたように、軍と国民が対立することは、政府としては是非とも避けなければならないところであった。また、国内に存在した陸海合わせて約400万の武装集団を混乱なく復員させることも、治安維持の上から必至の課題であった。⁽³⁶⁾実際この二点について動揺が見られたのである。前掲「主要議事⑨」(20日)には、「第一線部隊実情ノ一端⁽³⁷⁾(201師団高橋参謀ヨリ聴取セルモノ)」(表8)が収められているが、そこから一見明らかに「軍秩」に動揺が生じていたこと、それへの対応に窮していたことが読みとれよう。表8の「現状」の②③から

注(32) 2A-3・No. 120 同委員会は、「戦後復興＝対スル方針＝樹立シ之カ計画ヲ総合的ニ審議立案スル」ことを目的とし、表8のように構成されていた。本文書はいかなる機関によって作整されたものか記入がないのであるが、その目的からは善後措置委員会において構想された、より上級の統制機関であることを窺わせる。またその構成員、任務からは、都市復興から産業の転換、復員までを国務の中核によって扱おうとするものであり、これは政府の施策が治安対策のみに限定されたものではなかったことを反映しているとも言えよう。

『戦後復興委員会』の構成

1. 委員長(首相)	2. 部会設置の構成	任務
副委員長(国務大臣)	部会	会長
委員(若干名、民間有識者)	総務部	副会長である国務大臣
幹事長(内閣調査局長官)	第一部	内務大臣
幹事(関係各省高等官中より委嘱)	第二部	厚生大臣
	第三部	商工大臣
		産業の転換
		都市(その他)の復興
		軍・国民動員の復員
		総合調整(他)

(33) 2A-3・No. 118.

(34) 前掲粟屋編書「解説」参照。

(35) 「軍秩」は軍紀・軍律を意味する軍隊用語(広辞苑)であるが、本稿ではカッコを付してこのまま用いる。

(36) 前掲粟屋編書「解説」および前掲松尾論文参照。

(37) 第一総軍、第12方面軍隷下の部隊である。(『大本営陸軍部 10』戦史叢書「付表 昭和20・6・19の第1、第2総軍の各方面軍戦闘序列」による)

表8 第一線部隊の実情

〔現 状〕

- ① 「猛訓練ニ依リ団結ノ強化軍紀ノ確保ニ努メツツモアルモ中央ノ意図徹底セサルニ各種『デマ』伝
セラレ去就ニ迷フコト為シトセリ」
- ② 「信償必罰ヲ以テ軍紀ノ維持ヲ図ラントスルモ軍法会議未決統□□シ悪影響アリ」
- ③ 「信償必罰ノ途ナキヲ苦慮シアルニ付職業輔導ニ関シ配慮セラレ」
- ④ 「将兵ハ早ク復員離隊セサレハ俘虜トナルヘシトノ焦□ニ駆ラレアルニ付復員実施ハ一隊毎ニ同時ニ
行ハレ度」
- ⑤ 「主食ハ既ニ補給廠ヨリ補給ナシ当面ハ可ナルモ後ニ至リ困難スヘシ」
- ⑥ 「副食ノ取得ハ既ニ官民側ノ熱意ナク極メテ困難ナリ」
- ⑦ 「輸送亦同様ナリ」

〔対 策〕

- ① 「動揺ニハ事ヲ謀ラントスルニ出スルモノ逃避ノ気持ニ出ツルモノノ二種アルニ付前者ニ対シテハ今
次非常大変ノ真意及之ニ対処□□ノ途ヲ諄々トシテ説キ後者ニ関シテハ今後ノ情勢ノ推移特ニ□員ノ実
体ヲ明示スルト共に必罰以テ軍紀ノ確立ヲ図ルヲ要ス」
- ② 「軍事輸送ニ関シテハ昭和二〇、八、一六次官会議決定『戦争状態終□ニ伴フ国民生活安定ニ関スル
緊急措置ノ件』中『一切ノ輸送機□(関)ハ直チニ一切ノ純軍需品輸送工場疎開輸送ヲ停止シ云々』ノ
方カ『民需輸送一点張』ニ誤リ伝ヘラレタルモノト云フヘク『□□補給及復員輸送優先』ノ件ヲ政府ニ
対シ要望スルコト必要ナリ」

注) 2A-3・No. 38「主要議事⑨」より。
□は文字不明を示す。

は、「信償必罰」、すなわち功績には褒賞をもって報い、軍紀を犯した者には厳罰によって臨むとい
う、軍隊の秩序を支えてきた基本的枠組が失われたこと、そしてその結果、軍紀が緩み、しかもそ
れに応ずる方法がなかったことがわかる。逆に④にみられるような、捕虜となることへの恐怖や、
⑤～⑦に示されるような補給の困難⁽³⁸⁾といったことが、兵士達の不安をかきたてたのである。また前
掲「主要議事⑦」は第6項を「軍ト官民離間防退対策」にあて、「別紙『軍秩維持協力ニ関スル
件』ヲ政府ニ要望スルコト」としている。この「別紙『軍秩維持協力ニ関スル件』」(以下「軍秩ノ件」
と略す)によれば、軍隊内部のみならず、官民との間でもトラブルを生じていた。陸軍は、そのよ
うなトラブルによってさらに軍紀が混乱することを恐れたのである。⁽⁴²⁾「軍秩ノ件」は事態への対応
策として、(1)「第一線将来ニ対スル従来ノ優遇措置」を継続すること、(2)「軍人遺家族及傷病軍人

注 (38) 「対策」の②において「緊急ノ件」中の運輸省に対する指示が、軍需輸送を民需へ切り換えることを命じたことが
問題とされている。指示が厳格の適用されただけではなく、軍への反感を感じることができよう。

(39) 2A-3・No. 49.

(40) 次のように述べている。「……第一線部隊将兵ハ時局ノ一大転機ニ際会スルヤ真ニ精神ノ一大痛撃ヲ受ケ 将ニ茫然
タル所各種流言ノ飛フヤ一部ニ放テハ独断的臆測ノ下越軌ノ行動ニ走ラントスル者或ハ逃亡離隊シ将来ノ蠢動ヲ策セ
ントスル者等アリテ之カ将来ノ趨勢樂觀許ササルモノアリ」(同上資料)

(41) 次のように述べている。「現ニ官民ノ軍ニ対スル業務処理或ハ態度等ニ放テ従来ト趣ヲ異ニスルモ交通、通信機関
ノ端末ニ生起シツツアリ」(同上資料)

201 師団の状況をのせた「主要議事⑨」に記載されている「鉄道乗車券問題」「部隊宛郵便物受付拒絶問題等」が右
の引用に相当する問題かと思われる。なお、この2つの問題については「先方ヨリ陳謝シ」てきたとしている(「主
要議事⑨」)

等への援護処置」の実施、(3)復員の実施に必要な他官庁の協力、(4)復員後の失業軍人対策、(5)入院患者の継続療養、の5点を政府に要望している。以上のうち(2)(4)(5)は、陸軍自らが実現のため必要な措置を講じていった。以下においては(2)と(4)を具体的に検討する。

(2) 陸軍の諸構想とその限界

前掲「主要議事⑦」(19日)は、応召軍人留守宅宛の送金を継続することとし、また実際に継続された。また恩賞の実施についても、17日に「恩償課関係緊急措置要領」が出され、継続の方針を明らかにした。同時に恩賞に関する実務を厚生省等他の官庁へ移すことも指示している。恩償課は、軍人遺家族および失業軍人に対して生活相談所を設置する構想を持っていた。「遺家族及傷 痍軍人よろづ相談所及 退職軍人就職相談所編成＝関スル件」(日付不詳)がそれである。その内容は、遺族と傷痍軍人に対しては「よろづ相談所」を、退役する軍人には「退職軍人相談所」を設置するというもので、前者は恩償課、大臣官房、功績調査部、医事課(中の恩給関係課員)、主計局から都合9名の部員を出し、援護全般、行賞、恩給、賜金、給与等に関する相談を受け付けることを目的とした。後者は恩償課、功績調査部より24名を出し、退役軍人の就職相談に応ずることが目的であった。失業軍人対策は軍秩維持の為だけでなく、国内統合の維持全体に関わるものである。この点についてやや詳しく検討しよう。

注(42) 次のように述べている。「……感情的事象ニ基因シ軍官民ノ離間ヲ来タシ……第一線將兵ヲシテ奮起スルニ至ラシムルカ如キコト万カーニモアラシカ帝国将来ノ運命真ニ危シト言フヘク将来ノ治安亦混乱ノ度極メテ大ニシテ軍ノ最モ憂慮シツツアル所ナリ……」(2A3・No. 49)。

(43) 次のように要望を述べている。「復員後ニ於ケル復帰者特ニ失業者ノ扱ニ関シテハ官民共ニ同情ヲ以テ対スル如ク指導相成度」(同上資料)

(44) 「留守宅渡送金及應召軍属等補給金ノ処理ニ関スル件」(日付不詳)(2A-3・No. 34)は、「俸給、給料等留守宅渡実施要領」によって、「留守宅渡ハ昭和20年12月分迄速ニ送金ヲ完了シ爾後ノ送金ハ別ニ指示スル迄打切ルモノトス」と述べている。

(45) 2A-3・No.13。

(46) 2A-3・No.74。末尾に24日から事業を開始するため、24日13時に陸軍大学正面玄関に係官が集合するよう指示している。

(47) 「退職軍人就職相談所」の構成は次の通り。(同上資料による)

武田少佐(副・押田少佐)	—整理連絡係	將校	1	(恩償課)		
		業務手以上	2			
		下士官	3	(補任課)		
	—相談受付係	1 將校係	上長官以上	將校	1	(補任課)
				業務手以上	2	
			一般將校	將校	2	
				業務手以上	4	(功績調査部)
		2 准尉、下士官、兵係		下士官以上	3	(功績調査部)
				准尉以下		
			業務手以上	6		

(48) 軍人対策として第1の課題は復員の実現そのものであり、そのために給与等の支払いをめぐる政府内部に対立(軍↔大蔵省)が存在した。この点は軍秩維持とも関わる重要な点であるが、復員問題の一環として別稿で考えたい。

表9 「失業者予想数」概要^(注)

	失業者数	就職者数	理由
内地	440(男360,女80) 440(陸280,海120)	210 370	軍需工業停止, 同部門の50% 軍の復員兵力量 女子の家庭復帰(130は平和産業より) 平和産業への復帰
(小計)	260		
外地	345(陸315,海30) 200	250	軍の復員兵力量 在留邦人 復帰見込者数(主として兵隊)
(小計)	約300		
(計)	約560		(2A-3・No. 77より)

注) 単位: 万人

初めに、陸軍が復員によってどの程度の失業者が発生すると予測していたかを明らかにしよう。⁽⁴⁹⁾
⁽⁵⁰⁾「失業者予想数」によれば、国内において260万人が、占領地からの復員者のうち300万人が失業するとされている(表9参照)。表9の「理由」の欄から、算定基準が緩やかなことは明らかであるが、それでも560万人の失業者を想定せざるを得なかったのである。本資料は失業対策として、「(1)軍用地及未耕地ノ新規開墾, (2)復興土木, (3)戦災住宅ノ急速ナル復興建設」を挙げるとともに、失業軍人の就職を優先的に斡旋するように、厚生省から各地方長官、国民勤労動員署長宛に通達を出させたとしている。また陸軍内部に厚生委員を置いて対策に当たっている旨を、ラジオで放送して宣伝にも努めていた。⁽⁵¹⁾

ところで、この厚生委員は前述した「よろづ相談所」の出発点であった。敗戦に先立つ8月13日に、同委員会は「遺家族及傷痍軍人保護並退職軍人ノ職業輔導事業」の実現を論議している。⁽⁵²⁾「業務ノ構想」によれば、この事業は現役武官・召集者・文官を対象とし(重点は前二者)、その数は現役武官15万、召集者75万と予定された。職業輔導の具体的内容は、「職業輔導ノ教育」、「平和的生産事業経営」、「職業紹介」、「事業資金並ニ学資ノ融通」、「経済事業」であり、敗戦後における経済的自立と、一時的生活保障の2点が目的だったと考えられる。そして、この事業実現のために約9

注(49) 敗戦時の内地における陸軍兵力量について「軍事機密 陸軍部隊ノ復員=伴フ輸送人員概見表」(8月17日 兵備課山下印)(2A-3・No. 19)によれば総数約270万人と算出できる。これは内地(北部~西部までの全軍管区)の編成定員に基づいて、1,769,800名としたものに対し、実員は約1割増となっている分を加え、さらに右から除外されている「大臣, 総長, 総監, 憲司, 航本, 内鉄司隷下22万」「航空空部隊31万」「船舶部隊27万」を合算したものである。また「在隊陸軍軍人・軍属産業別人員推計表」(8月20日 兵備課)(2A-3・No. 76)は外地3,148,000人、内地2,757,000人との数字を示している。なお、同資料によれば、在隊軍人中農業に区分される者26.25%, 工業に区分される者38.63%, 公務自由業13.69%(さらに交通7.07, 商業7.20)となっており興味深い。

(50) 2A-3・No. 77.

(51) 同上資料。

(52) 「研究議題」(8月21日)(2A-3・No. 45, 表題の下に「8月13日厚生委員会」とあるので、それによった。

敗戦前後における『善後措置』の意図とその展開過程

億円の資金が必要であると⁽⁵³⁾し、それを「恩賜金、国防献金、〔七文字不明〕、恤兵金」、さらに民間からの寄付を加えて計10億円の資金を集めること⁽⁵⁴⁾でまかなう計画であった。事業体の設置は陸軍によって行ない、その運営は皇族・華族を長とする役員会に委ねるもの⁽⁵⁵⁾としている（事業体は財団法人とする予定）。この財団の設立は、21日付陸密第5752号によって公式化された。その内容は、先の厚生委員会のそれとほぼ同様であるが、地方支部の設置を、「兵務部長及経理部長ヲ委員トシ 師管区司令部ヲ基幹トシ適任者ヲ以テ早急ニ……設立相成度」と指示して、実質的に、地方における陸軍の軍令系統を核とする構想であった。しかも各地方支部は、各師管区内の軍用地、軍建造物、軍需品等の移管を受けられることとなっていた。この事業が、復興省にみられた軍事機構残置の試みの一環として、展開されたことがわかるのである。同21日、善後措置委員会も、同委員会の一分科として「退職武官厚生施策委員会」を設置した。目的は退役軍人のための厚生施策の研究であり、陸軍省人事局長を委員長とし、省内各課の課員と、参本・兵本等の課長、計31名を構成員としていた。

しかし問題は、失業軍人達に就職口を見つけることが可能かということである。これは結局、経済復興の実現に依存せざるを得ないのであるが、この点について、政府・陸軍共に、有効かつ具体的な対応策を欠いていたことはすでに窺てみた通りである。

大局的な展望を欠いたまま、当面の対応として陸軍が用意した案が、学校教員への失業軍人の採用と、警察署への採用計画である。

前者については、2つの事例が存在する。1つは「陸密5888号 国民学校及青年学校教員臨時養成ニ関スル件陸軍一般へ通牒」⁽⁵⁷⁾であり、他の1点は「陸普1789号 中等学校農業科教員臨時養成ニ

注 (53) 各事業項目の下に、「1億、6億、0.5、1.0、0.5、1人当、1,100円位マデ」との書込みがある。これによつた。
(同上資料)

(54) 設立委員会の構成は次の通り。池田が含まれる点が注目される。

委員 長	次 官
委 員	軍務・人事・兵務・経理・医務・法務の各局長・各課長（以上陸軍省） 総務課長（参謀本部） 兵本・航本・燃本各庶務課長 池田中将・永井少将・高級副官

(同上資料)

(55) 役員構成は次の通り。

総 裁	殿 下
会 長	近衛公爵 ⁽¹⁾
理 事 長	民間人ヨリ有力者 ⁽²⁾
理 事	各省次官、常任 ⁽³⁾ （陸海軍次官、人事局長、主井少将）
監 事	
顧 問	

(同上資料)

(1) 「□? 団ノ総理ヲ御願ヒスル」との書込みあり。

(2) 「〔本将大將〕」との書込みあり。

(3) 常任理事のことか？

(56) 陸密第5752号 財団法人『遺族傷痍軍人保護並退職軍人職業輔導会』設立ニ関スル件通牒（8月21日 陸軍次官）
2 A-1・No. 7.

(57) 2 A-1・No. 16.

関スル件陸軍一般へ通牒⁽⁵⁸⁾である。前者は復員軍人11,950名を採用し、将校については3か月、下士・兵卒については6か月で教員資格を付与する(「無試験検定」なるものによる)ものであり、後者は将校のみ200名を対象としていた。この措置は失業軍人救済策であるとともに、学校教育の場に軍人を送り込むことで、「国家永年ノ礎ヲ残サムコト」⁽⁵⁹⁾を目論んだものと言えよう。

(3) 治安対策の展開過程

陸軍においては治安強化は2つの面から要請された。1つは失業軍人対策(=治安対策)であり、もう1つは軍の実質的残置である。以下この2点について検討する。

8月17日「主要議事①」⁽⁶⁰⁾は、憲兵隊を内務省に移管する案を論議したほか、「警察今後ノ指導要領確立ノ要アリ」として、本来所管を異にする警察行政にまで関与する姿勢を示している。翌18日には「主要議事⑥」⁽⁶¹⁾が、「警察力強化ニ関スル件」を議題として取りあげ、「警察力強化ノ為軍ハ人的物的ニ援助ヲ与フ」と述べた⁽⁶²⁾。その際、「武装警察隊ノ設置ハ対敵交渉ヲ必要トスルノ見解ナリ」として、連合国の対応を考慮しつつ治安対策に臨んでいたことを示しているのは興味深い。事実、警察力強化は連合国の占領下にあっても、天皇制イデオロギーを存続させ軍を実質的に残置するための手段として重視されていたのである。

「国内治安確保方策(案)」⁽⁶³⁾(18日)は、基本方針を「軍備全廃ト警察機関ノ自主的活動ノ束縛状況ニ鑑ミ国内治安ノ実質的基礎ヲ地方自治団体ニ置ク」ことに据え、警察力の強化と地方自治団体の強化によって「国体観念」の維持を図らんとするものであった。同案が具体的に提案する警察力の強化は、(1)定員枠を現行の8.5万人から10万人に拡大する(実人員5.4万人)、(2)採用規定を変更し銜階の範囲を拡大する、(3)特定軍人の転属には特別な措置をとる、(4)一般軍人中の適格者は変更後の規定によって「復員後合法的ニ採用ス」る、その際地区司令官と警察署が密接な事前連絡をとること、(5)警官の質向上、殊に「国体観念ニ徹底スル」こと、そのために機関を設置すること等によってなすものとしていた。

また地方自治団体の強化は、「敵ノ法制的制約ヲ受クルコト少キ特性ニ鑑ミ」て図られるもので、その目的は、「自治、治安ノ基礎タラシムルト共ニ国体観念維持ノ原動力タラシム」ことであつた⁽⁶⁴⁾

注(58) 2A-1・No. 21 この2点の資料は、いずれも9月11日付のものであるが、軍の8月後半期の方針の延長線上にあるものと考え、検討の対象とした。

(59) 「勅語伝達ノ件」(陸軍次官) 2A-3・No. 11.

(60) 前掲, 2A-3・No. 15.

(61) 前掲 2A-3・No. 41.

(62) ただし、援助の仕方については、「政府ノ意志ニ依ルモノトシテ……正式ノ意志表示ハ行ハス」というものであった。(同上資料)

(63) 2A-3・No. 21.

(64) 次のような注が付されている。

「警察機関カ国民ノ敵トナラサル如ク特ニ人的素質ノ向上ヲ計ルコトニ注意ス」

敗戦前後における『善後措置』の意図とその展開過程

(具体的には警防団を設置して、警察の補助機構とする等)。

この案は机上の空論ではない。翌19日には兵務課が「警察官募集要領⁽⁶⁵⁾(案)」を提出して、実務的な問題を検討している。同案によれば、警察官の募集は内務省によって各都道府県ごとに実施し、軍は志望者の斡旋に協力することとされた。これを実現するために、陸軍省は、各連隊区司令部が隷下の各部隊と都道府県庁の間に入って斡旋の任を果たし得るように処置するものとし、他方内務省は、所要の警察官数と志願資格・採用要領の概要を、都道府県に通達することになった。⁽⁶⁶⁾

以上の経緯を経て、24日の閣議決定「警察力整備拡充要綱⁽⁶⁷⁾」が出されたのである。同要綱は「今後ニ於ケル治安維持ノ重要性ト警察ノ責務ノ重大性トニ鑑ミ此ノ際警察力ヲ画期的ニ整備拡充シ以テ国内治安ノ完璧ヲ期セントス」る基本方針の下に、警察官の官員を2倍に拡大すること、警備隊の設置、警防団等警察補助機構の強化等を列挙している。さらに「幹部充実ノ為各方面ヨリ有能ナ士ヲ登用シ得ル如ク採用制度ヲ改正スルモノトス」としていた。「有能ナ士」がどこから現われ、何のために警官となるかはすでに行論中に明らかであろう。荻野富士夫「特高警察体制史」は、敗戦直後における警官募集の実例を挙げている。また同氏は9月7日に軍と内務省が協議し立てた「『⁽⁶⁸⁾実質的に軍を温存し、将来の再建の基盤とすることを意味した⁽⁶⁹⁾』」軍人の優先採用計画の存在に触れているが、それはすでに陸軍において、8月17日頃より考慮され始めていたことだったのである。

表10-1 臨時憲兵隊指揮系統図

各軍管区司令官 (編成)	臨時憲兵大隊 (兵力、約1,000)
↓	
所在地憲兵隊最高指揮官	(長、中・少佐)
↓	
臨時憲兵隊本部 ^(注)	中隊
(長、中・大佐、参謀他部員若干)	

(注) 6大都市及び大隊2ヶ以上を有する府県に設置。

表10-2 武力一覽

1 憲兵大隊	・(重)機関銃×4 軽機関銃×10 擲弾筒×2
	・個人武装、拳銃(なければ小銃)、軍刀(なければ銃剣)
	・通信器材、自動車(適宜)
	・火砲、戦車、手榴弾は保有せず

(資料) 「臨時憲兵隊強化要領ノ件」より。

注 (65) 2A-3・No. 89.

(66) 志望者は、所属部隊が当時所管した道府県(または警視庁)を志望するものとされた。また皇居警察官要員50名は、近衛師団から採用することとしている。(同上資料)

(67) 2A-3・No. 126 本要綱については、すでに前掲荻野書、421頁がふれている。参照されたい。

(68) 同上荻野書、422頁。

(69) 同上書よりの再引用、421頁。原出典は『戦後自治史』VI、37頁。

最後に憲兵隊の強化について触れておく。8月22日、「本土特ニ軍隊ノ撤収又ハ復員後ニ於ケル治安警備強化⁽⁷⁰⁾ノ為」に臨時憲兵隊の強化が通達された。その編成と武装については表10を参照されたい。

III 結びにかえて

敗戦時における日本政府の最大の関心は、国内の統合を維持することであった。それを実現するために、一方では直接的に治安を強化し、他方では国民生活を確保するために、軍需生産の民需への転換および経済復興を意図したのである。しかし、後者の課題を担った軍需物資の放出は、物資の纂奪に結果していき、政府の意図は実現できなかった。また陸軍は、軍の実質的な残置と保全を意図して、様々な措置あるいは構想を検討した。復興機関設立問題、警察力強化問題のいずれにも、民生安定・治安確保といった政府の政策を、軍の実質的残置に利用しようとする陸軍の意図がみてとれる。しかし陸軍の対応は、ことに民生安定に関しては場当りの問題提起に終始した。また治安確保のカギを握るとみられた「軍秩」維持についても、失業対策等長期にわたる政策的課題と結合した点については、何等展望を持ち得なかった。

日本政府は、8月後半期を治安強化に依拠しつつ乗り切ることができたが、それ以上の長期にわたる政策的展望は持ち得なかった。連合国軍の進駐は、天皇制が残置される限りでは、むしろ彼らの望むところだったかもしれないのである。

(慶應義塾大学大学院経済学研究科研究生)

注(70) 2A-1・No. 8.